

厚生労働省発生食 0714 第 4 号
令和 3 年 7 月 14 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95379 系統



チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95379 系統 に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95379 系統」については、令和3年6月17日付けでバイエルクロップサイエンス株式会社から、組換えDNA技術応用食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、トウモロコシ (*Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) のデント種LH244を宿主とし、チョウ目害虫抵抗性の付与を目的として、*Bacillus thuringiensis*由来の *cry1B.868* 遺伝子及び改変 *cry1Da* 遺伝子の導入を行って作出したものである。

3. 付与される形質の概要

cry1B.868 遺伝子がコードするCry1B.868タンパク質及び改変 *cry1Da* 遺伝子がコードする改変Cry1Daタンパク質は、チョウ目昆虫に対してのみ殺虫活性を示すCry1タンパク質である。昆虫消化管の生理条件下において、結晶封入体からプロトキシン（毒前駆体）として可溶化する。プロトキシンは、消化管のタンパク質分解酵素により部分的に分解され、殺虫活性をもつタンパク質分解酵素耐性のコアタンパク質へと変換される。コアタンパク質は、昆虫の中腸上皮細胞膜上の特異的受容体へ結合し、細胞膜に小孔を形成することで細胞溶解を引き起こし、その結果として中腸組織に損傷を与え殺虫活性を示す。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、従来のトウモロコシと同じ用途で使用され、調理方法及び加工方法も従来のトウモロコシと相違はない。

5. 海外の状況

本品目は、令和2年2月にカナダ、同年8月に米国、同年11月にEUに安全性審査の申請が行われている。令和2年12月ブラジルにおいては、商業利用の認可を受けたところである。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。